

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第4回電力基本政策小委員会

日時 平成28年2月9日（火）13：00～14：51

場所 経済産業省本館17第1～第3共用会議室

1. 開会

○小川電力市場整備室長

それでは定刻となりましたので、第4回電力基本政策小委員会を開催します。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。

本日、横山委員はご欠席、また、石村委員は途中退席との連絡をいただいております。

また本日、議題（1）の関係で、東京電力 山口副社長にご出席いただいております。

早速ですが、これから議事に入りたいと思いますので、プレスの方の撮影はここまでとさせていただきます。

それでは以降の議事進行は、山内小委員長にお願いいたします。

2. 説明・自由討議

（1）小売全面自由化に向けた事前準備の進捗状況について

○山内委員長

それでは早速、議事に入らせていただきますが、本日はまず、小売全面自由化に向けた事前準備の進捗状況と、自由化後の適切な情報提供のあり方についてご議論いただきたいと思います。

それに続いて、エネルギー供給構造高度化法の基本方針と判断基準について、さらに電力分野のサイバーセキュリティ対策について、ご議論いただきたいというふうに思います。

それでは、お手元の議事次第にしたがって議論に入りたいと思いますが、まずは小売全面自由化に向けた事前準備の進捗状況につきまして、資料3－1について事務局から、それから資料3－2については東京電力からご説明をお願いしたいと思います。

では、まず事務局からよろしくお願いいたします。

○小川電力市場整備室長

それでは、お手元の資料3－1をご覧ください。

まず1枚おめくりいただきまして、前回、この小委員会は約2カ月前の12月10日に開催いたしました。その後、2カ月間で大きく状況は変わってきておりますけれども、12月18日に託送料金

の認可がありまして、その後、年末それから年明け以降、新たな料金メニューがさまざま発表になっているという状況であります。そしてまた1月29日には、電力の小売営業に関する指針を制定いたしました。

2ページ目は託送料金の認可の内容ですので、ここは省略いたしまして、3ページ目をご覧ください。

小売電気事業の事前登録、昨年8月から開始しましたがけれども、昨日までに既に286件の申請がありました。今も、下のグラフにありますように、毎週10件前後のペースで増えておりまして、これまでに合計169件の登録を行っております。

その次の4ページは、これまでに登録を行った全169事業者、我々のほうで便宜的にグループ分けをしているものですが、ガスや石油といったエネルギー関係が多い一方、再生可能エネルギー関係、それから、特に最近では地方に根差した事業者の登録がふえてきております。

そういった傾向につきましてまとめましたが、その次の5ページ目になります。

これまでに登録を行った全169社、左の円グラフにありますとおり、見込んでいる最大需要電力というのは、非常に大きなところから、あるいは小規模なものまでさまざまにあります。

また、右のグラフにありますように、本社の所在地を見ますと、東京、関東、中部、近畿といった都市圏が多い一方で、それ以外の地域の事業者も2割近くに達しておりまして、これは本社の所在地でありますので、実際にどの地域で供給するかというのは必ずしも対応していないんですけれども、少なくともこうした、地域に本拠地を置いている事業者は、またそれぞれの地域にサービスを提供していくことになろうというふうに思っております。今、傾向としましては、こういう三大都市圏以外の事業者の申請が増えているところです。

次の6ページは料金プラン、さまざまな発表がなされていますけれども、それを便宜的に区分したものです。①の段階別料金、あるいは②のセット割料金というものも多くを占める一方で、③にありますような時間帯別料金、あるいは④の節電割引といったようなものも出てきておりまして、特に③、④といったところは、まさにスマートメーターを前提とした新しい料金メニューということが言えるかと思います。

次の7ページ目は、こういった料金面での多様な料金メニューが出ている中で、さらに料金面以外でもいろいろな工夫がなされてきておりまして、再生可能エネルギーを中心としたメニュー、あるいは地産地消型のメニューのほか、に、付帯サービスとして、駆けつけサービス、見守りサービスといったもの、あるいは少し変わったものとしては、広島カープの応援メニューといったようなものも出てきております。

次の8ページ目は、こうした小売の自由化の中で、もちろん小売電気事業への進出が相次いで

いるということもあるんですが、それに付随していろいろなサービスが生まれつつあるということ、やや図式的にお示ししたものです。

消費者が抱えるニーズ、今まさに多数のメニューが出てきているからこそ、みずから合ったメニューを選びたい。まずは料金をどうやって比較したらいいかといったようなニーズに応えるものとして、料金比較サイトといったものが出てきております。

またもちろん、節電のメニューに合わせてみずから機器を購入して、選択したプランの効用を最大化したいといったことのニーズに応えるもの、さらに、新規に参入してくる事業者向けには、新しい電力の需給・顧客管理のシステムや、さらにはビッグデータなどを活用した新しいサービス、このあたりは特に海外、アメリカを中心とするITを活かした企業が、今、多数日本に入ってきているという状況であります。

続きまして9ページ、1月末に制定しました電力の小売営業に関する指針の中身ですけれども、主なところでは、需要家への情報提供に関して、料金の算定根拠となるような情報はしっかり需要家向けに示していくことということを求めていますし、望ましい行為としての電源構成の開示、あるいはCO₂排出係数の記載ということはこの指針で記載しております。

同じようなガイドラインの内容として11ページ目がありますけれども、ここも飛ばして12ページ目をご覧ください。

これは11月の小委員会、この場におきまして、全面自由化に向けたスイッチング対応ということで、年明け以降の対応をまとめたものです。具体的には下の(1)にありますように、情報開示、スイッチングの申込状況を公表していくといったこと、あるいはスマートメーターの設置など、自由化の準備が進んでいるかどうかをきっちり見ていくために申込状況を公表するといったようなことをお示しました。

こういった点について、1ページ飛ばしていただいて、14ページ目ですけれども、まず、先週2月5日に、広域機関のほうで、1月末時点のスイッチングの申込件数を公表しております。

この数字自体は、注にありますとおり事業者からの報告に基づくものでありまして、正確なものということかどうかわからないんですけれども、全体の今の申し込みの状況を示すものというふうに考えております。この情報につきましては、今後も毎週金曜日に広域機関のほうで発表していく予定となっております。

一方で、資源エネルギー庁におきましても、こうした申し込みの件数に対応して、スマートメーターの設置が順調に進んでいるかどうか、このページの右のほうにイメージ図を示しておりますけれども、数字を公表していきたいと思っております。

足元の状況につきましては、少し飛びますけれども、17ページに数字としてお示ししております。

す。下の表でいいますと、一番左がスイッチングの申込件数、これは先週、広域機関から発表のあったものです。例えば、ここで東京電力を例にとりますと、スイッチングの申し込みが3万3,000件あったところに、まだスマートメーターが取り付けられていないというのが2万7,000件ということでして、ここの進捗状態、4月に向けてスマートメーターの取りかえが順調に進んでいるかどうかというのを、こういった数字で定期的にホームページなどを通じてしっかり出していきたいというふうに思っております。

また、あわせて、現時点ではスマートメーターの取替え工事、特に遅延はありませんので、そういった意味では4月1日付のスイッチングを希望する場合には、3月17日までに必要な手続が完了していれば、4月1日付でのスマートメーターの取付けが済んでスイッチングが可能といった状況です。

こういった点、スマートメーターの設置になかなか時間がかかっているといったような場合には、希望する時期のスイッチングとの関係で少しずれが生じ得るということもありますので、そういった情報を、今後、定期的にお示ししていきたいというふうに思っております。

あと、最後は広報の状況ですので省略します。

以上、簡単ですがご説明を終わります。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは続いて、東京電力から説明をよろしくお願いいたします。

○山口代表執行役副社長

東京電力の山口でございます。資料の3-2、託送業務システムの開発状況についてご報告申し上げます。

ページをめくっていただきまして、2ページをご覧くださいと思います。

現在の開発状況でございますけれども、2ページの下の方にスケジュール表がございますが、託送業務システムはその下にございますように、aの地点あるいは使用量の情報の提供、bの託送異動の申し込み、cの使用電力量の通知、dの料金の計算という、4つの大きな機能がありまして、aとbが3月1日リリース予定でございます。cとdは4月1日リリースという予定でございまして、このリリースの時期に向けまして開発を進めておりますが、開発の工程に大きな遅延は現在のところはなく、スケジュール表にございますように、テストあるいはデータの移行工程を実施しているところでございます。

総合的なシステムテストを行う中で、機能の確認はほぼできつつあるというふうに認識しておりますけれども、運用開始までに、まだシステムの設定でありますとか、システムの切替え作

業等を予定しておりまして、性能をはじめとした品質につきましては、先ほどの3月1日、あるいは4月1日の運用開始の直前まで継続して確認をしていくという予定でございます。

万が一、例えば申し込みが過度に集中するというようなことを想定いたしましても、現在まで確認できているところで考えますと、小売の事業者さんや広域機関さんと協議をさせていただきながら対応すれば、電力自由化もその進展に支障を与えなくできるというふうに判断をしているところでございます。

ページをめくっていただきまして、3ページをご覧いただきたいと思います。

開発は、今、申しました状況でありますけれども、当然、運用開始をしてからも、システムのトラブルでありますとか、残りの開発工程期間がございますので、開発の遅延のリスクがございます。それに備えた対応を並行して行っているところでございます。

3ページの下の方の真ん中のところに暫定対応方針と書いてございますが、仮に情報提供ができない場合には、現状行っている既存のシステムで対応するとか、異動の申し込みができない場合には、メールあるいは簡易のツールを使って人手で対応する。

それから使用量の通知、あるいは計算機能は、人手によって限定的な対応になるということをお前提といたしまして、具体的な対応策について、現在、整備を進めているところでございますけれども、これらの手順等につきましては、総合訓練で確認と書いてございますけれども、3月1日のリリース予定のaとbの機能が仮に全停をした場合の対応につきまして、関係者間の情報の連携と運用手順の実効性の確認を狙いに行うこととしております。

開発状況は以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ご説明いただきました小売全面自由化に向けた事前準備の進捗状況について、ご質問、あるいはご意見等ございましたらご発言を願いたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますか。

どうぞ、大石委員。

○大石委員

ありがとうございます。最初にご説明いただいた資料の3-1の登録事業者の件数についての質問です。議論とは直接は関係ないかもしれませんが、これまで286件の申請のうち、169件の登録があったということですが、実際に登録にまで至っていない事業者の方たちというのは、どのような理由で登録受付ができなかったのか、もし理由がわかれば教えていただきたいと思います。

○小川電力市場整備室長

ありがとうございます。ちょっとご説明が足りておりませんでした。これまでに169件の登録を行っておりますが、286件の申請との差分については、今、引き続き審査中であります。

他方、今ご質問のありましたように、申請があってもいろいろな事情で取り下げをなされたという例、まだ準備が整っていないので一旦取り下げるといった例もありますが、今までのところは登録169件です。逆に、登録拒否といったような事業者は今のところ生じておりません。

○大石委員

わかりました。では、あと一点よろしいでしょうか。5ページの新規登録事業者の本社所在地という円グラフがありますが、東京ですとか近畿など、都市圏の事業者さんがほとんどですね。確かに全体としては増えているとはいえ、やはり三大都市圏以外の事業者さんについては、かなり少ない状況だと思うのですが。今後の見通しとして、地方でも自由化による競争が起こるためには、三大都市圏以外の地方の事業者さんが増える必要があるのではないかと考えますが、そのあたりの今後の見通しですとか、何かそのための方策みたいなものがあれば教えてください。

○小川電力市場整備室長

ありがとうございます。我々のほうで何か具体的な方策ということではないんですけども、まず実態からいいますと、その前の4ページ目をご覧になっていただくと、特にその他のところに、鹿児島電力ですとか、水戸電力とか、こういった地域の名前を冠した事業者が特に最近増えておりますので、その見通しという点でいいますと、この登録の事業者に加えて、また新しい地域に根ざした事業者が登録がされると。今、申請されている中には、こういった三大都市圏以外のが比率的には増えてきているのかなというふうに思っております。

他方、全体の競争状況などからしても、一定程度、都市圏が比率的には高くなるのかなというところでは今後も変わらないのかなとは思っておりますけど、こういった地方の事業者の登録もふえているという状況になります。

○山内委員長

よろしいですか。他に。どうぞ。

○村上委員

関連の質問なんですが、この登録が既に終わっている事業者、169でございますが、実際に登録をしても事業を始めない会社もあるのではないかなというふうに察するところなんですが、そちらは現在、はっきりしたことは今の段階でなかなか見えづらいところはあると思いますが、実質上どのぐらいの割合の事業者が実際4月1日ビジネスを始めるかどうかという、その辺の感触的

なものというのは。ちょっとその関連なんですけれども、実際に自由競争を促進するという観点から、実質ビジネスを始めるという事業者の希望的な数のレベル感、そういったものをそちらでもしお持ちであれば教えてください。

○小川電力市場整備室長

ありがとうございます。この規模感というのは、特に現時点で持っていないんですけれども、これまで今の制度のもとでは、届出で行っている事業者、届出が約800ぐらいあって、そのうち実際にビジネスとして実績を残してこられた事業者というのは100社程度でした。

これは恐らく届出という制度のもとで、そういう形だったのかと思うんですけれども、今回は登録ということで、我々のほうでも内容の審査をしております、そういった意味で169社全てが4月1日から用意ドンでスタートできるかという点においては、まさに今、顧客の獲得も含めて競争をしている段階ではありますけれども、これまでとはやはり違って、相当数が最初からビジネスを展開する意気込みであると考えております。結果が4月の時点でどうなるかはまだわかりませんが、これまでとは随分違うのかなというふうに思っております。

○山内委員長

村上委員、よろしいですか。

他にいかがでしょう。

特に他にはよろしゅうございますか。それでは、何かまたご疑問ありましたら振り返ってご発言願うことにいたしまして、議事を進めさせていただきます。

さっき言い忘れましたけれども、一応、発言ご希望の方はお手元の札を立てていただくということで。関連する場合にはちょっと手を挙げていただければ、適宜こちらのほうからご発言を促したいと思います。

（２）小売全面自由化後の適切な情報提供のあり方について

○山内委員長

それでは次に、小売全面自由化後の適切な情報提供のあり方、これについて事務局からご説明願いたいと思います。よろしくお願いします。

○小川電力市場整備室長

それでは資料4をご覧ください。1ページおめくりいただきまして、自由化を目前にしたこのタイミングで事業者の情報提供のあり方についてご議論いただく背景としましては、1月末に制定しました小売営業のガイドラインにおいて、消費者の保護、あるいは消費者の選択を促進する観点からの情報提供のあり方に関してのルール整備がなされたところです。

他方、消費者保護、あるいは消費者の選択促進の観点ではないものでありますけれども、これまで電力会社が情報提供するのが望ましいとされてきた事項については、ガイドラインの中では特に触れられていないということもありまして、改めてこの場でそういった情報についてご議論いただければと思っております。

具体的にこういった情報についてルール整備がなされて、逆に本日ご議論いただきたいのはどういう情報かというのを2ページ目にまとめております。

情報提供の目的、あるいは期待される効果という観点からグループ分けいたしますと、1つは、提供されないと消費者が不利益をこうむる可能性があるということで、これは電気料金の請求根拠などということで、今般制定された小売営業のガイドラインにおいて、これを提供しないということは問題となる行為というふうに明確に規定されております。

また2ポツにありますとおり、提供されることによって消費者の側での選択を促進する可能性のあるものとして、電源構成、あるいはCO₂排出係数、これらについてガイドライン上、開示していくことが望ましいと整理されたところです。

本日ご議論いただきたいのは、この上記のどちらにも該当しない事項としまして、託送料金相当額、これは別の小売ではない適正取引に関するガイドラインで、既にこれを開示していくことが望ましいということで整理されておりますけれども、そのほか再エネの賦課金、あるいは消費税相当額、石油石炭税等々、ここに挙がっているような事項は、いずれも消費者の選択を促進するといった点でもありませんし、ここに下線がありますのは、下にありますとおり、小売電気事業者の経営努力にはよらないもの、消費税であれば比率は一律でありますし、再エネ賦課金であっても全国一律ということで、1ポツ、2ポツにありますような個々の小売事業者によって異なってくる情報ではないということでもあります。

3ページ目は、今般制定されたガイドラインにおける規定ということで、先ほど触れましたとおり、電源構成やCO₂排出係数、これの記載を望ましい行為というふうに整理しているほか、使用電力量などの情報、これを需要家に示さないことは問題となる行為という形で整理しております。それから託送料金相当につきましては、別のガイドライン、適正な取り引きに関するガイドラインのほうで望ましい行為というふうに整理しております。

次の4ページ目ですけれども、こうしたガイドラインの制定過程においてもいろいろなパブリックコメントの提出がありまして、幾つかご紹介しますと、CO₂排出量のみならず、例えば放射性廃棄物の排出量の情報提供を義務化してほしいといった点、それから、使用済燃料の再処理関係の費用の表示を求める声が挙がっておりましたし、また、昨年秋の行政事業レビューにおいては、例えば電促税について電気料金の内訳で示すべきであるといった意見もありました。

他方、小売のガイドラインの制定過程においても、電力取引監視等委員会の議論においては、消費者の選択という観点での情報開示の重要性を指摘する意見とともに、事業者の創意工夫を引き出すことが趣旨であるといった点。それから、事業者側の負担も考慮すべきといったご意見も出されているところです。

5 ページ目は、現状、事業者に情報提供を求める審議会の報告書などを幾つかお示ししております。過去、相当古いものも含めて、一定の費用については事業者に対し情報提供が望ましいといった整理を行ってきたところであります。

こうした現状は6 ページに整理しておりますけれども、これまで規制分野においては、電力会社が提供する情報というのは統一されておまして、各種の電力調整や再エネ賦課金といった点を、ここに丸印がありますとおり、全てこれは検針票で表示しております。そのほか、例えば電源構成やCO₂排出係数などは各社ホームページで提供しているところでもあります。

具体的な例は7 ページ目以降、例えば現在の検針票では、7 ページにあるような形で、請求金額と一定の内訳が示されているところでもあります。

また、ホームページによる情報提供としましては、8 ページ目、電源構成やCO₂排出係数などを各社ホームページにおいて示しているところでもあります。

加えてということでございますと、9 ページ目は、再エネ賦課金に関しては、制度の概要ということで、これは資源エネルギー庁のほうでも詳細なホームページでの情報提供を行っております。

10 ページ目が、今度は規制ではなく、自由化の分野における情報提供の現状ということになります。ここの表を見ていただきますと、電力各社そろっているところと、特に新電力と合わせると必ずしもそろっていないところと、具体的には赤で囲んだ部分は各社によって対応も分かれているところでもあります。

細かく見ていきますと、現状、例えば電源構成などについては、何ら一定のルールというものはありませんでしたので、ある意味、対応が分かれて当然かもしれませんし、一方で、使用済み燃料の発電費関係は、過去、審議会の報告書もありましたけれども、これについても対応は分かれています。一般論としては、割と大手のところは対応はしやすいわけですが、特に新電力、最終的には先ほど申し上げました数でいうと800、実際に営業しているのも100社を超えるような場合には、全てが審議会報告などに準拠した形で情報提供するのは難しいといった状況があります。

現状、情報提供の例としましては11 ページ目に、これは一つの例ですけれども、請求書上で請求金額とともにその内訳を一定程度記載しているという具体例になります。

こうした現状を踏まえて、改めて情報の性格、それから情報の種類に応じて区分すると、12ページのような形になるのかなというふうに思っております。

縦軸、消費者保護、あるいは選択の観点でいいますと、冒頭ご説明しましたとおり、赤で囲われた部分、あるいは黄色い部分というのは、既に今回ガイドラインで一定のルール整備はなされたところです。

一方で、これらどちらにも該当しない一番下の水色の部分が、今後の対応をどうしていくかというところでありまして、ただこれらの情報も、今度は情報の把握方法といった点で、横軸で考えた場合に、小売事業者自身が保有しているみずからの情報と、あるいはみずからは保有していない、ある意味他社から入手したり、他社の協力を得ないと把握できない情報としては、電源構成などもそういった性格のものですけれども、下にあります石油石炭税や、電源開発促進税、これは税率は決まっているわけですけど、具体的な金額ともなると他社の協力が必要になる。具体的には発電事業者だったりから入手する必要があるという状況になります。

最後、13ページ、今ご説明しましたような状況の中で、そもそもの自由化を進めていく中で、消費者に対する積極的な情報提供、消費者と接する唯一の情報主体ではある小売電気事業者ではあるわけですが、小売電気事業者に対して、どの程度情報提供ということを強く求めているかというのが出発点にあるかと思います。

その上で、具体的にどのような情報の提供を求めていくのか、小売事業者がみずから把握できていない情報もある中で、どこまで小売事業者に求めるのかといった点。さらに、足元を見た場合に、先ほど見てきましたとおり、規制分野ではある程度対応がそろっていることと、一方で自由化の分野においては、まさに各事業者によって対応が異なっているという状況の中で、今後、自由化分野における情報提供のあり方についてどのように考えるかといった点。

それから、情報の内容として、小売電気事業者ごとに異なる情報と、ある意味、各事業者に共通する情報というものがあるわけですので、そういった中で事業者が提供するのが望まれる情報と、あるいは、ある程度同一であれば国が提供していくことが望まれる情報と、そういった区分についてどのように考えるかといった点。

最後に、具体的な情報提供のあり方、媒体としては、これまで検針票、あるいは請求書というものがメインであったわけですが、ウェブの活用でそもそも検針票も少なくなってくる中で、今後、事業者、消費者双方にとって望ましい情報提供の媒体のあり方についてどのように考えるか。こういった点について広くご議論いただければと思います。

以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

小売全面自由化後の適切な情報提供のあり方についてです。今、ご説明いただきました点について、何かご質問とかご意見ございますか。

どうぞ、四元委員。

○四元委員

ちょっと今2ページ目を拝見しております。細かく一つ一つ何がというのを言えるほど、今、何か意見を持っているわけじゃなくて、基本的に消費者にいろんな情報が提供されること自体は結構なことなんですが、何となくこの3ポツについて、何でもかんでもこの小売自由化のときにやるのかなという気はいたします。事業者になんかの負担がかかる話なので、少なくとも法的な観点でいえば、ちゃんと根拠がないと、根拠が少なくとも整理されていないとおかしいのかなという気はいたしまして。

ここで消費者保護という観点を挙げていますけれども、これ全体を見ても、1ポツがそうだと。2ポツはもう既に消費者保護という観点からも大分リモートな感じがして、3ポツになると、もう基本的に関係ないと。そうすると、例えば消費者保護の名のもとに同じガイドラインで書き込んで義務づけますと言ったら、かなり乱暴な気がするんですが。

その前提として、現在、1と2というのを、どういう仕組みで事業者の情報提供を求めているのか、ちょっと根拠を教えていただけたらと思います。

○山内委員長

事務局、どうぞ。

○小川電力市場整備室長

ありがとうございます。現状ここに挙がっている1ポツ、2ポツは小売のガイドラインに規定しましたけれども、その根拠としましては、根っこになるのは電気事業法で、電気事業法におきましては、その目的として、電気の利用者の利益の保護と、電気事業の健全な発達というものがあまして、その電気事業法の目的の中に、一定の利用者の利益の保護、それが1に相当するわけですが、2ポツは、これはやや間接的にではありますけれども、消費者の選択を通じての事業の健全な発達というのを図っていくということがあります。

ガイドライン自体は、法律上の消費者、需要家に対する説明の義務ということが定まっていますので、その具体的な説明をしていく内容ということで、省令に定められているものをより細かく規定していると、そういう位置づけになります。

○山内委員長

どうぞ。

○四元委員

何となく3の中のどれを入れていくとなるのは、もうちょっと整理が必要な気はいたしますね。現状だと、若干そのままだと無理があるような気もして。ちょっと問題提起だけしておきたいと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

それじゃ、村上委員。

○村上委員

同じような意見なんですけれども、情報開示に関しましては、あくまでも消費者の保護という観点から考えたときに、情報過多、情報があり過ぎて、消費者の観点から選択をするのが難しいということが大いに考えられるのではないかというふうに思われます。

この3ポツに関しましては、この3ポツの項目全て、全く個々の事業者によらないということでございますので、この情報を提供することにより、消費者が選択をする上で有効的な情報をもたらしたということになるのかという基本的な疑問を感じます。

したがって3ポツに関しましては、消費者が知る権利、これはやはり基本的には守るべきだと思いますので、その知る権利を保護するためにリンクを張るなり、3ポツに関しましては事業者にかくからないということになりますので、あるいは政府のホームページ、税金なんかそうなんですけれども、そういったところに行くような形にするとか、一定の情報提供に関して現実的なアプローチをとって、消費者がわかりやすいアプローチをとったほうが、最終的には消費者の保護という観点からは政策としてはうまく回るのではないかというふうな感じがいたします。

○山内委員長

ありがとうございます。ご意見ということでよろしいですか。

じゃ、どうぞ、村松委員。

○村松委員

こちらの情報提供に関して2つ意見を述べさせていただきたいと思います。1つ目はこちらの2ページ目に記載の項目、3ポツについて随分議論が今、集中しているところなんです、私もさっきのお二人の委員の方のご意見と同じでして、小売事業者にとってコントロールできないものについて、個別に需要者に対して情報提供することが果たして選択につながるのかと、判断につながるのかという観点では、個別の提供まで求めるのは行き過ぎではないかというふうに考えております。ただ、消費税の相当額につきましては、これ会計処理の関係で必要とされる方もいらっしゃると思いますので、こちらの記載を外してしまうのは若干乱暴かなというふうな気は

しております。

ただ、どこにも開示しないというのもこれも乱暴な話でして、特に私、こちらの委員にかかわるようになってから、再エネ賦課金、これをまじまじ、毎回、検針票を眺めるようになりまして、これだけ自分が再エネのためにお金を払っているんだと。自分は原子力に行くのか、それとも再エネのほうにもっと応援していくのかということを、消費者自身が考える要素として非常に重要なものだと考えておりますので、検針票で必要かと言われたら、そこまでは行かないけれども、こういうものを払っているんだよということを国民一人一人が知る必要があるんじゃないかなということは常々感じております。

これ1つ目なんですが、もう一つは、提供される情報についての信頼性の話なんですね。以前こちらの委員会でも、私、同じようなことを申し上げたような気がするんですけども、提供される情報、やはり信頼性が担保されていないと、需要者に対して事業者側が恣意的なものを出してしまう。計算式が提示されていたとしても、それを加工して都合のいいものとして出してしまうということがないだろうかということはあると思うんですね。これを何らかの形で担保する方法ができないのかなということは考えております。

また、最後のページですが、外部からの情報提供、12ページですかね、他の事業者の協力なしでは把握できない可能性のある情報。小売事業者がいかに適正な情報を提供しようと思っていっても、他の事業者からの情報提供がなされない、もしくは他の事業者が適正な情報を出してくれないというような状況におきましては、小売事業者に責任を全面的に負わせるのも非常に難しい話だと思いますので、外部の事業者、委託業者を使う場合の担保の仕方ということも整備をしてあげないと、小売事業者さんにとっては責任過大ということになってしまうのかなと考えております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

じゃ、大石委員どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。これまでの他委員のご意見にもありましたが、私としましては消費者保護の観点から、というところがまず気になっております。値段がわかることは重要ですが、このような情報だけが消費者保護の観点からの情報なのでしょうか。今回の自由化で、いろいろな料金メニューが出てきておりますが、たくさん電気を使う消費者にお得になる、というメニューばかりが目につくように思います。本来の自由化の目的を思いおこしたときに、本当にこれで

いいのだろうか」と広告を目にしながら考えてしまいます。

後ほどのエネルギー供給構造高度化法の議論にも関連しますが、パリでのCOP21の合意をうけ、今後さらに国をあげて温暖化対策に真剣に取り組んでいこうというときに、電気料金が安くなったということで、国民が節電の必要性を忘れてしまうようなことが起きるとすると、本当にそれでいいのかと。消費者としては値段を知ることは基本ですが、自分たちがどのように電気を選択すれば、国や社会を持続可能な方向に変えていけるのか考えていく必要があります。そのために、3番の中にある「再エネの賦課金について」、あとは「使用済み燃料の再処理の費用」など、これらが表示してあることによって、自分が使っている電気の中身がどういうものなのかを国民が知り、学んでいけるのだと思います。

放射性廃棄物の再処理や処分場問題なども起きていますが、ほとんどの消費者はそのあたりについては自分には関係ないと深く考えずに、ただ安いからと電気を選んでいる。その背景に何があるのか、結果として何が起きるのかということを考えずに、もしくは知らずに選んでいるがために、処分場の問題などが他人事になっているのではないかなという気がしております。そういう意味でも、消費者保護に加えて、消費者が知る権利としてぜひこれらの情報を出していただきたいと思っております。 以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにこの情報提供のあり方について。

じゃ、事務局のほうから。

○小川電力市場整備室長

ありがとうございます。今しがた大石委員からご指摘のありました、新しい料金プランが使えば使うほど安くなるというお話ですけれども、ちょっと戻りますが、資料3-1の6ページ目をご覧になっていただければと思います。これは大石委員もよくご存じの、6ページの①にあります、3段階料金と呼ばれるものが今現状です。

確かに今、世の中に出ている料金メニューを見ると、たくさん使う人ほど値引き率も大きい、まさに使えば使うほど安くなるようにも見えるわけですが、メニュー自体は、今の体系がこの①にあるような形で、使用量が多い人ほどより単価が高くなる仕組みになっておりますので、これとの関係では、今までよりは単価が下がりますけれども、使えば使うほど安くなるというよりは、むしろ使えば使うほど高くなるというスキーム自体は、これは事業者によって違うんですけれども、多くは残されているという点、これはこういった経過措置料金を残しているからこそでありますし、海外でいえば、むしろ使えば使うほど単価が安くなるというメニューが出てくる

中で、日本の今の状況はこうなっているという点はよく誤解されるところもあるので、私どものほうもしっかり状況はお伝えしていく必要があるなということで、ちょっと付言させていただきました。

○山内委員長

よろしいですか。

ほかに。どうぞ、大橋委員。

○大橋委員

ありがとうございます。これはどういう情報を出すことを義務とさせているかという話だと思うんですけども、基本的に2ページ目の3ポツは、別に事業者がこうした情報を提供することを妨げているわけではないという理解でいるんですけども。要するにこれを出してはいけないという話をしているわけではないと思うんですよ。そこで、これを書くことを義務とさせるかどうかというところだと思っています。

自由化の世界なので、基本的に事業者がどういうところを自分の営業上、あるいは消費者に自分の商品の価値を訴求する上で、どういうふうなアプローチをしていくのかというのは、多分いろんな事業者のお考えがあると思いますし、そういう観点の中でこうした情報提供をする事業者が出てくるということも当然あると思います。

ただ、全てが全てこれを出さなきゃいけないというと、やっぱり新規参入の事業者のなかには、そうでなくても苦労されている方も随分たくさんいらっしゃる中で、いろんなものを規制で課していくのはなかなか自由化の趣旨にも反するのかなと。最低限どこまでの線を入れて、それ以上は当然、提供することは自由だけれども、それについては経営の中で判断していただくという部分の誘導があってもいいんじゃないかなというふうに思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

じゃ、松村委員どうぞ。

○松村委員

先ほどの大石委員の議論の中での、消費者の権利に関してです。消費者の選択で重要になる、事業者の選択で重要になるということと、事業者の選択とは関係ないけれども消費者がぜひ知るべきことは区別していただきたい。

先ほどの議論が2のことを言っているのであれば、理解可能。事業者ごとに違う可能性があり、こういうことも消費者は事業者の選択に際して関心を持っているだろうし、持つべきだというようなご意見はあってもしかるべきだと思う。3のほうは、かなりの部分、全社共通なもので

あつて、全社共通でこれだけ払っているということを知るべきだとかいう議論は、自由化という観点で、事業者を選択するというレベルで、必要となる問題ではない。このことはまず理解していただきたい。

次に、再生可能エネルギーの賦課金のようなものも、今、実際には消費者は知ることができている。これは私たちはこれだけのコストを払ってF I Tで支えているということを認識してもらいたいというようなことは、国の政策としてあってもおかしいとは思わない。自由化の問題とは基本的に関係が薄い。全ての消費者が負担するわけで、どの事業者を選択しても負担するわけですから。こういうようなものについて、どういうやり方で国民に知ってもらいたいと思うかというのは、まさに国の政策の話であつて、自由化の制度設計のもとで事業者に強制させるという類いのものかという点は考える必要はあるかと思います。

これに関して、消費者の知る権利との関連でいうと、消費者がどのようなルートをたどっても結局ブラックボックスでわからないというのは大問題だと思いますが、知ろうと思えば簡単に知ることができるわけですね。したがって、知る権利が侵害されているというようなことは現状でも起こっていないし、自由化の後でも起こらない。政府隠しているわけではないしそんなことはしないと思うから。さすがに消費者の知る権利という理由で請求書に書けというのはちょっと行き過ぎではないか。

先ほど意見も出てきましたが、経産省のホームページにすぐ飛べるように各社のホームページでやってもらうだとか、あるいは、せいぜいその数値をそのまま転記してもらうだとかという程度のことならともかく、それを超えて請求書に書けというのは、この委員会のマターというよりはもう少し上のレベルの政策判断の問題だと思います。

電源開発促進税相当額についても同じ。こんなに負担しているのだということを国民はほとんど認識していないじゃないか、けしからんとかというような議論だとか、あるいは再エネ賦課金のほうは国民にこんなに宣伝しているのに、電促税のほうは宣伝しないのはけしからんじゃないかとか、そう思っている人もひょっとしているかもしれない。だから不満が出てきたんじゃないかと思います。これらについても、その意義はわかりますが、事業者の選択という点では全く関係ないので、上のレベルの国策で、どの程度、消費者がアクセスできるようになればいいのかというのは将来考える余地はあると思いますが、少なくとも事業者に請求書に強制的に書かせるところで決めるのはさすがに行き過ぎなのではないかと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それぞれいろいろなご意見が出されましたけれども、お立場によってちょっと違うかなという感じもしますが、他にいかがでしょう。

よろしゅうございますか。それではこれは事務局のほうでちょっと受け取っていただいて、出された意見等を整理していただいて、またまとめていただければと思います。

議事を先に進めさせていただきますが、今の件については、次回以降改めてご議論いただければというふうに思います。

(3) エネルギー供給構造高度化法について（電気事業分野）

○山内委員長

次の議題は、エネルギー供給構造高度化法の基本方針、それから判断基準についてであります。これについても事務局からご説明お願いいたします。

○安永電力基盤整備課長

それではご説明させていただきます。資料5でございます。エネルギー供給構造高度化法についてでございます。この法律につきましましては、昨年11月に開催されました前々回のこの委員会におきまして、改正の基本的な方向性についてご提案をさせていただきました。

具体的には、新たに策定されたエネルギー基本計画やエネルギーミックス、そして電気事業法の改正を踏まえた見直しを行うという方向性をご提案させていただきまして、数々ご指摘を頂戴いたしました。本日は、その際の委員、あるいはオブザーバーの皆様からのご指摘を盛り込んだ形で、改めて方向性をご提案させていただきます。

資料ですけれども、表紙の次、おめくりいただきまして1ページ目、これはこの法律の枠組みを簡単にご紹介した参考資料でございます。大きな基本方針がありまして、次に事業者の目標を定める判断基準があり、これらについて、状況に応じて国の指導、助言、勧告、命令があるといった枠組みでございます。

ページを1つおめくりいただきまして、2ページをご覧くださいいただければと思います。

今回の見直しの概略を記しております。まず基本方針でございますけれども、前々回の委員会でご提案をいたしましたとおり、昨年、国が定めたエネルギーミックスの目標、原子力の20～22%、あるいは再エネの22～24%と、合わせまして44%ということを非化石電源の導入の電気事業全体の目標として、この44%以上というものを掲げております。

それから次の判断基準でございます。こちらでも同じく事業者の目標を44%以上と設定をいたしまして、共同達成も妨げないこととしております。また、全体として非化石比率を上げていくために、既に目標を達成する事業者にも向上を求めていくと。それから事業者の取組状況の評

価につきましては、定性的な評価を毎年行うことに加えて、定量的な中間評価も行うといったこととしております。

この2ページの下の部分でございます。今般、COP21においてパリ協定が採択されたことなども踏まえまして、環境大臣からもさまざまなご要請をいただきまして、これを踏まえまして高度化法の見直しそのものに加えまして、温暖化対策への配慮として、ここに掲げました3つの措置を講じることとしております。

具体的には、事業者の方から参考値としてCO₂排出係数をいただいた上で、これをもとに高度化法の施行の状況を環境省にお伝えするこ、2番目に電気の小売営業ガイドラインにおいてCO₂の排出係数の開示を望ましい行為と位置づけたこと、それから、温暖化対策法の政省令の改正を行いまして、運用面では全ての小売事業者にCO₂排出係数の報告を要請するということでございます。

この温暖化対策との関係という意味では、ちょっと飛びますが、資料の7ページのほうにご参考の資料を添付させていただいております。

①ということで、この事業者の自主的な枠組み、こちらにつきましては、電力業界のほうから昨日ですけれども温暖化対策の枠組みの具体化をいたしまして、その協議会を設立したという旨の発表がございました。

また、この下のところの②のところになりますけれども、経済産業省におきましても別途、これは省エネルギー小委員会のもとで大山委員に座長をお願いいたしまして、火力発電の高効率化の目標設定について、ワーキンググループでの検討というのを進めていただいております。

そして、この右側の下の③のところでございますけれども、本日ご議論をいただきます高度化法の見直しと、こういったことをあわせまして、火力発電分野での地球温暖化対策にも、事業者ももちろんですけれども、政府としてもしっかりと取り組んでいくということでございます。

少し前置きが長くなりました。資料の3ページまでお戻りいただきまして、3ページから6ページで今回の見直しの内容を具体的にまとめさせていただいております。

まず3ページ、基本方針でございます。基本方針では、この資料の3ページの上から3番目の項目になりますけれども、国が講ずべき施策というものを掲げております。

この中に4項目ございますけれども、1つ目と2つ目、これは再生可能エネルギーについての国の取組方針。それから3つ目、原子力についての取組方針でございます。特に前々回のこの委員会では、石村委員から、原子力の国民理解、あるいは国民的なコンセンサスがなければ、とてもこうした目標は達成できないのではないかというご指摘を頂戴いたしました。ここには国の取り組みということで、基本方針に明記をさせていただきました。

それから4つ目の項目でございます。国として行う環境整備といたしまして、原子力の事業環境整備、技術開発、それから電力取引の活性化を挙げさせていただきました。こちらも前々回の議論でも、秋元委員、大橋委員、あるいはオブザーバーの方からも新規参入者の利用できる環境整備がないと、なかなか新電力目標達成が厳しいんじゃないかというご指摘がございました。それから松村委員からは前回の会議で、こうしたものをもし厳しく運用するのであれば、これはトレードがしっかりできるような形で実施していくべきというご指摘がございました。

こうしたご意見も踏まえまして、原子力にしましても、それから再生可能エネルギーにしましても、新規参入者も目標達成に行けるように国としても環境整備が必要だと。これは事業者というよりは、むしろ国の宿題であるということを明記しております。

なお、原子力の電気の利用のあり方、あるいは再生可能エネルギーの市場取引のあり方などにつきましては、それぞれ原子力政策、あるいは再エネ政策の観点から議論が必要となりますので、国といたしましてはこうした議論も踏まえた対応を、別途、検討する必要があるということでございます。

おめくりいただきまして4ページ、こちらは事業者の目標となります判断基準でございます。

1つ目の項目は以前のご提案と変わりません。2030年度に非化石電源比率44%以上を目標、共同達成も可能ということでございます。

2番目の項目、この法律は事業者の取り組みを促すという法律でございますので、既に目標を達成した事業者にもさらなる拡大を求めるということとしております。

3番目の項目、合理的な理由がなく目標達成への取り組みが進んでいない場合には、国の指導の対象であるということでございますけれども、国全体で44%を達成するというのが究極の目的でございますので、事業者の方々に指導などを行うに当たっては、国全体での44%の達成が何とかできそうな状況なのか、あるいは厳しいのか、そうした全体の状況も踏まえて運用するということとしております。

それから4番目の項目、こちらもこれは前々回、廣江オブザーバーからご指摘をいただきました。こうした電源のあり方、あるいは温暖化対応といったものについては、従来から事業者の自主的な取り組みというのが基本であるといったようなご指摘を踏まえまして、そうした事業者の方々の取り組みというのはもちろん大事であると、基本であるということを明記をさせていただきました。

それから次の5番目の項目でございますけれども、申し上げておりますような自主性を尊重する、あるいは自主的な取り組みを促すということが、この法律の枠組みであるということから、運用といたしまして、それぞれの事業者がどのような取り組みを行っているかを評価するという

ことをごさいますて、44%という目標を達成するかしないか、できないなら直ちに指導するといったようなことではなく、むしろ導入の拡大のためにどんな取り組みをしましたかといった点を見ていくと。そして全ての事業者の方が、非化石率をとにかく拡大する方向にいろいろな取り組みをしていただくということをねらいとしておりますので、したがって目標未達の事業者の方にすぐに指導ということにはならない代わりに、逆に既に達成している人であっても拡大の努力は求めると。

こうした考え方、これは前々回、秋元委員から、全員がきっちり44%達成ということになると、全体として超過達成になるので、少し厳し過ぎるかもしれないといったようなご指摘を踏まえまして、全体として44%ということを念頭に、個々の事業者の方の取り組みを見ていくという運用をするという趣旨を明らかにしたものでございます。

次の項目、先ほども説明しました評価の話でございます。最後の項目ですけれども、これはそもそも論でございますけれども、非化石の導入が全く進まないような状況で、事業者の方にとにかくその目標を達成してくださいというような運用ではなく、むしろそういう全体の原子力であるとか、再エネの状況によってはもちろんこの制度の見直しというのも検討するというところでございます。

それから、おめくりいただきまして5ページ目でございます。石炭やLNGといった化石電源につきましても、より追従性の高いもの、あるいは高効率のものの利用を拡大すべきという方針をお示ししております。これは今後の再生可能エネルギーの導入拡大という面からも大変重要な課題ということでございます。

それから固定価格買取制度に基づき、適切に買い取りを行うべきこと。それからこの高度化法の目標達成に向けまして、国が毎年、状況をチェックしていくわけでございますけれども、この事業者が別途、枠組みに基づいてPDCAなどを回すといった状況につきましても、国の審議会の評価をきちんとしていくということで、透明性も確保していくということを記載をしております。

最後の6ページでございます。共同達成につきまして、こちらも前々回、武田オブザーバーからは、共同達成の仕組みがどのようなものになるのかといったようなご指摘を頂戴いたしました。今回、私どもからは、共同達成のやり方について、硬直的にこうでなければならないという基準はお示しをせずに、むしろこれも事業者の方々の自主性ということで、どのようなアイデアが出てくるのか、そうした状況も見ながら、必要があれば共同として認められる範囲のルール化ということ、今後、中長期的に検討していきたいというふうに思っております。

なお、ここでの共同でございますけれども、小売電気事業者同士が単に名前を連ねて計画を

出すといったことだけではなくて、例えば親会社であったり、関係会社が再エネに投資をしているといったことなど、結果的に非化石電源の拡大に結びつく取り組みについては幅広く提出することを可能とすることで、国といたしましても事業者の取り組みを毎年評価をするわけですが、その際にいろいろな取り組みを幅広くとらえ、促すことで、結果的に非化石電源の比率が拡大するということを狙っていきたいというふうに考えております。

7ページ以降はご参考の資料でございますので、ご説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明のエネルギー供給構造高度化法の基本方針・判断基準、これについてご質問、あるいはご意見があれば。

どうぞ、石村委員。

○石村委員

ありがとうございます。幾つか質問があります。判断基準や基本方針等において、44%を達成するときに1事業者だけではなく共同での達成も妨げないとか、自主性を最大限尊重するといったことが述べられています。ちょうど今日の新聞に、既存の電力会社や新電力各社も参加して自主規制組織を作られたと記事が出て、先ほどのご説明の中でもそういったお話がありましたが、これらを通じて44%が達成できれば、共同達成という形で問題ないと考えておられるのでしょうか。それから、自主性を重んじるとのこと、このような自主規制組織を立ち上げるということをや元々期待していたのでしょうか。

○安永電力基盤整備課長

まず、後者のほうの、こうした取り組みを期待していたのかという点につきましては、期待をしていたというか、むしろこれは環境大臣からも経済産業大臣からも事業者の方々にこうした枠組みをしっかりとやっていくようにと、具体化をするようにということをこれまで求めてまいりまして、今回、国としてエネルギーミックスで定め、パリでも表明をした温暖化の目標に、これに沿った形の目標を掲げた枠組みをつくったということで、これは非常に野心的な取り組みであるという評価をしております。

その上で、この枠組みに入ったから、それで共同で計画達成ができるのかというところにつきましては、これは少しこの法律の運用の仕方を今後整理していく必要はあると思っておりますけれども、国として見るべきは、この枠組みに入って具体的にどんなことをされているかということを見ていきますので、逆に言うと、枠組みに名前さえ連ねていればいいのかと言われると、

ちょっとそこでなかなかいいとは言えませんので、実際にどんな取り組みをされるのかということを見ていくということが基本になるのかなというふうに考えております。

○石村委員

おそらく多くの一般の小売電気事業者は発電設備を持っていないでしょうし、もちろん原子力発電は絶対持っていません。そういう方も含めて全ての事業者が2030年までに44%を達成することを期待するならば、適合する電力を卸から買って供給する形を取らざるを得ないのではないかと思いますので、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○安永電力基盤整備課長

はい、小売事業者の方も発電と一体でやっておられる方もおります。

○石村委員

もちろんそういう方はいらっしゃいます。

○安永電力基盤整備課長

それから、そもそも電源の開発というのは小売の長期の引き取りがあって成り立つという側面もありますので、従いまして、この法律は小売電気事業者が義務者になっているわけですが、現実問題といたしましては、原子力を保有されていない、特に数の上では圧倒的に多い新規参入の方々が、この法律の44%という目標を個別にきっちり達成をしようということであれば、当然かなりの取引環境の整備なりがないといけないと。ここはむしろ、買えないものは買えないじゃないかというのが事業者さんからするとそういうご意見もあろうかと思います。これは、この委員会でもご指摘ございましたので、そこにつきましては国としての環境整備をどこまでやるのかということで、むしろそれは国の宿題というふうに考えております。

○石村委員

それは具体的には、例えば原子力発電の何パーセントかは流通に卸すことを強制するというような意味合いですか。

○安永電力基盤整備課長

原子力の電気の利用のあり方というのは、別途原子力政策であったり、あるいは原子力に限られませんけれども、既存の事業者の方が持っておられる電源をもっと市場に出したらいいじゃないかという議論が、別途、政策課題としてはございますので、そうした議論の状況も見ながら、この高度化法への対応というのを考えていくということになります。今の時点で、従いまして、ここでそれをやりましょうとかいうことを決めているわけではないんですけれども、それは政策課題に別途なっておりますので、その状況を見てということで考えております。

○石村委員

自主的な対応や共同での設定を求めていることと、何かそこは相反するような気がします。原子力発電は今ほとんど動いていませんが、エネルギーミックスの中で、20～22%はやらないと日本のエネルギーはもたないだろうと去年定められたわけです。どのようにしてそれを実現できる形にしていくのかというのが非常に重要な課題だと思います。

そのときに、おそらく電力会社もかなりの労力を払ってそういった努力をせざるを得ないと思いますが、そうやった結果を無理やり卸に出せというような話になったときに、努力するモチベーションが働くのかということを非常に心配しています。

ですからやはり、この案に書いてある自主性を重んじるとか、共同での達成というところに関しては、全体として44%が達成できるような政策なり指導をやられたほうがよいのではないのでしょうか。原子力をもうやめてしまおうという話になってしまうと、もう44%は全然達成できなくなってしまって、CO₂排出目標の達成は不可能になります。その辺はぜひご考慮いただきたいと思います。

加えてもう1件ですが、44%を達成するために、全体の中で再生可能エネルギーの比率は20～22%となっていますが、そのうちの太陽光が10%を超えて圧倒的に多くなりそうだという話があります。太陽光発電は今はまだ2%も行っていないから、十分に余力の火力発電所があって、バックアップできると思いますが、太陽光発電が10%にまで増えてくると、それをバックアップするために結局、火力発電所が必要になると思われます。太陽光発電をどんどん増やしていってしまおうと、かえって火力発電を併設せざるを得ないという問題が起こるのではないかと心配しています。

今はまだ影響が少ないですが、太陽光発電がもっと増えてきた場合には、例えばバックアップのバッテリーを、フルにではなくても何パーセントかは持たせるといったことまで考えていかないと、なかなかこの44%の達成は難しいのではないかとともに思います。

○安永電力基盤整備課長

ご指摘ありがとうございます。まず、特にモチベーションのところは、非常に重要なご指摘をいただいたと思っております。とにかく目標ありきで、これをみんなが達成するために強制的に出させてでもやるんだというアプローチなのか、そこはむしろ事業者の方々がどういう取り組みでやっていくのかというのを見ながらということなのかということで、今回、後者のアプローチということをどちらかというところさせていただいているという理解をしておりますので、そういう意味では、まさにご指摘のような点にもしっかり配慮しながらやっていかないと、なかなか事業者の方々も、これは自由化と両立ということで、投資であったり、競争ということも意識しながら取り組んでいただかないとなりませんので、ご指摘の点はしっかり考えていきたいとい

うふうに考えております。

それから、再生可能エネルギーの特に太陽光がふえた場合ということでございます。再生可能エネルギー政策を別途議論している場で、やはり再生可能エネルギーの導入のペースにも少しバランスがあるだろうという議論を、これは別途しておりますけれども、電力の安定供給なり、系統全体でバックアップがいるんじゃないかという点につきましては、これは特にネットワーク事業者の方がきちんと調整できる余力をどうやって持つのかということで、これはこれで非常に重要な課題になっておりますので、私ども今後もしろ少し政策を考えなければならないということで、またどこかのタイミングで、この場でも少しご議論いただく必要があるかなというふうに思っております。

これは今回の議題と全く無関係ということではございませんで、まさに資料の中でも今回、5ページのところに少し書かせていただきましたけれども、やっぱり再エネが増えてきて、そうしますと火力で相当バックアップが必要になってくると。そうしますと調整力が高い電源がかなり火力で求められてくると。特に発電と送電が分かれてきますと、発電所というのはネットワークの運用にも使うし、小売電気事業者の供給力としてもどっちにも使うということになってきたときに、やはりそのときに使われている火力電源がバックアップに非常に使いやすい電源かどうかというのはすごく大事になってきますので、今回、小売電気事業者の方の電源調達に当たっても、なるべくそういう電源を選んでほしいというようなことも考え方としてお示しをしておりますので、まさにそういう意味ではご指摘の点は無関係ということではないということで、その方向でやらせていただきたいというふうに考えております。

○山内委員長

よろしゅうございますか。

じゃ、秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

どうもありがとうございます。大分、石村委員との議論で重複があるんですけども、非常によくわかりましたということと、やはりこの問題は電力の自由化とCO₂排出削減という、環境十全性をどう担保するかということ、部分的には両立しない部分をうまくどう調和させるのかということで、やっぱり非常に難しい問題だなというふうに思います。

その中で、第2回のときに私コメントさせていただいて、大分直していただいて、いい形にはなってきたかなというふうに思いました。幾つか申し上げておきたいのは、今回パリ協定が合意したということです。基本、パリ協定の仕組みも、やはり各国がいろいろ差異があつて、国によっていろいろと状況が違います。そういうものを一律で削減を縛るというのはやっぱり無理が

あるので、国ごとに削減目標のあり方というものはいろいろ変えているわけですね。もちろん基準年比何パーセント減というパーセント減のあり方も違うし、国のレベルによっては、例えば原単位目標であるとか、BAU費の削減目標であるとか、これはやはり国ごとに状況がみんな違うので、それを一律的にやろうと思うと逆に不公平で実効性も担保できないということで、そういうやり方をとってきているわけです。

これはやはりその中で、プレッジ・アンド・レビューという形で、プレッジをしてレビューをします。そして、レビューはみんなが排出削減努力して、同じようなレベルで努力をしているかどうかということを今後レビューしていきましょうという動きになっています。今回、全く同じだと思うんですね。事業者がみんなそれぞれ持っている電源も、調達できるものも違うし、みんな違う中でこれに取り組まないといけない。ただやっぱりCO₂削減に向かつては進んでいかないとはいけない。そういう中で国は44%という非化石比率を決めましたので、全体としてはそこに向かつていくのはいいと思います。

ただ、事業者によっては状況が全然違うので、それを一律何%減というふうに決めてしまうと、結局、破綻してしまうというふうに思います。今回、共同達成ということを前回よりもさらに強調されて、共同でそれをやるんだと。だから事業者によっては、一部はもちろん44%達成できなくてもいいということだと思えます。ほかと組むことによって44%が期待できるのであればいいんだということだと思いますので、そこはやっぱりしっかり確保しないと実効性が担保できないし、しかも自由化の中で逆に不公平を、せっかく自由化で競争しようという中で、不公平を生じると思うので、そこはしっかりこの共同達成だということを担保してほしいなというふうに思います。

その上で1点だけこれに関連してご質問としては、多分これはだから個社として、これを小売事業者として目標を提出するということになると思うんですけれども、その際にどういう目標を書けばいいのか。44%減というのをいきなり書いても、もちろん個社では達成できなくて、ほかと組んでという形になる場合が多いと思いますので、そういう場合に、例えば20%という数字でもいいのか、そのかわりほかと一緒に組んで全体として44%やりますよということを見せればいいのか、そこに関してちょっとどうお考えなのかということをご確認させていただきたい。

そのほか、続きですけれども、繰り返しますけれども、自主的取り組みということを尊重するということはやはり非常に重要で、これはそこをぜひ担保して、最終的な手段としてこういう形で法律的に少し担保しておきますよということであっていいと思うんですけれども、ただ、最大限、やはり自主的な取り組みの部分を尊重して、余り政府が介入し過ぎるとやはりこの自由化という趣旨とも反しますし、余りいいことはないの、そこをお願いしたいというふうに思いま

す。

最後ですけれども、これも石村委員がおっしゃいましたけれども、結局これは原子力の再稼働がどれくらい進むかによって、この44%ができるかどうかはほぼ決まってくるような形になると思いますので、そうすると原子力の部分に関しては規制の問題とかいろいろありますので、やはり事業者の責めを負わない、ここにも書かれておりますけれども、責めを負わない部分が非常に多く出てくると思いますので、そこに関して、もちろんだから国がそこをサポートするような体制をしっかりとってほしいというのが1点ですし、ただ、それでもなかなか稼働がうまく進んでこないということもあるので、そこはやっぱり努力をしっかりと見極めながら、必ずしも数字が達していないからということではなくて、そこをしっかりと見ていくということが必要だと思いますので、一応、何かレビューをするというようなことも書かれてはいますが、数字の達成度だけということではなくて、どういう努力をしてきているのかということを見つめると、ということが、今後必要ではないかというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。1点質問について回答をお願いします。

○安永電力基盤整備課長

実際にどういうことを書いていただくというのは、今日もいろいろご指摘をいただいておりますので、そういったものを踏まえて、様式なりは少しいろいろな方と相談しながらまた考えていきたいと思っておりますけれども、ただこの法律、毎年毎年、計画を出していただきます。毎年毎年、数字を追いかけて、あなたは何%足りないんですかとかいうよりは、むしろその拡大に向けた定性的な、どういう取り組みをしたのかということをもっとしっかりやっていただくということが、毎年という意味では大事になってくるかなと思います。

資料にも書かせていただきました、定量評価もその中間的なところではやろうなんていうふうに考えておりますけれども、ちょっとまだ未確定ですけれども、基本的にはそういう考え方で対応していきたいと。ご指摘の原子力の話も踏まえまして、今後は検討していきたいというふうに考えております。

○山内委員長

それじゃ、大山委員、村松委員の順で。

大山委員からどうぞ。

○大山委員

今回、出していただいた資料を見ていくと、全体としては非常にいい方向に向かっているのかなという気がするんですけど、ただこれまでもお二方がいろいろお話されていましたが、

個別に見るとまだよくわかっていないところがいっぱいあるなという気がしています。

多少重なるところもちろんあると思うんですけれども、例えば共同達成で、先ほど秋元委員からも20%という話もありましたけれども、どうしても達成できない人もいるかもしれないし、それは逆に原子力を必ず市場に出せというのを言うかどうかというのはまた別の問題ですけれども、いずれにしてもできない人がいるときに、うまく協議会の中でやっていけるかどうかというのが非常に大きな鍵を握っているのかなというふうに思っています。

それは、実は政府が介入しなくてもできるように協議会をやってほしいとは思いますが、そのあたりはいきなり政府が出るという話じゃないと思うんですけれども、これから詰めるところがいっぱいあって、大丈夫かなという気がしているということですね。

それから、原子力をどうするかということも含めて、国の役割というのは非常に大きいというのは、実はここにも書かれていて、事業者は責めに帰さない正当な理由でという場合には、制度等の見直しを検討するなんて書いてあるんですけれども、どういうふうに見直すかという非常に難しい話だと思います。ということは、国がしっかりしなかったらもうだめだよということが、実はここに書いてあるということだと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

あと1点だけ、先ほど石村委員のほうからバッテリーなんていう話もありましたけれども、バッテリーももちろん最後は必要になるかもしれませんが、まずはやっぱり追従性のいい火力というのを入れていくというのが必要かなと思っていまして。特に原子力が稼働した上で、再生可能エネルギーをもっと入れようと思ったら、これは非常に大きな問題、今のままのものでは多分うまく行かなくなってしまうというふうに思いますので、それをどういうふうに担保するか。ここの議論じゃないと思うんですけれども、全体の中ではそういうものを入れる仕組みをちゃんとやってほしいなというふうに思っています。

一応、以上コメントでございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

じゃ、廣江オブザーバーからどうぞ。

○廣江オブザーバー

ありがとうございます。既に何人かの委員さんがおっしゃいましたことと重複いたしますが、事業者として意見を申し上げたいと思っています。

前々回、本件について提案がございました折に、温室効果ガスの削減に向けて国を挙げて取り組もうとしているその方向と、やや向きが違うような感じを受けまして違和感があると申し上げました。

実は今現在も、その思いは余りさほど変わってはおりません。特に、昨日、私どもの自主的な取り組みに関して、規約等の細部につきまして合意をし、これを公表させていただいた直後でございますだけに、いっそうその思いが強いというのが極めて率直なところでございます。

その前提で2点、本日の提案につきましてはお願いをしたいということがございます。それは端的に申しますと、本日の資料に書いてある精神、方針をしっかり堅持していただいて運用をしていただくとともに、国としてとっていただくべき方策を着実に進めてくださいということに尽きます。

第1点目は制度の運用でございます。本日の資料の4ページ、4つ目のポツには事業者の自主性を最大に尊重するというくだりがございまして、その次の5つ目のポツにつきましては、私なりに意識すれば、最大限柔軟にやりますということが書かれています。もちろん甘くしますということではなく、あくまで柔軟に運用しますということだと思っておりますが、ぜひこの方針、精神を堅持していただきたいと思っています。

さらに共同達成がその次の5ページにございますが、これも非常に重要なポイントだと先ほど来ご指摘がありましたが、私どももそのように思っております。したがって、これにつきましてもここに書いてございますように、私どものまずは自主性を尊重いただいて、進めていただきたいと考える次第でございます。これが1点目でございます。

2点目でございますが、これは国が講じていただくべき施策ということになります。再生可能エネルギーにつきましては、従来から言われていますように、国民負担、それから電力系統への影響への配慮は当然でございますが、今後につきましては、例えばエネルギー間の競争の公平性という観点もいるかと思っておりますし、さらには、バックアップ電源を正に評価いただくことも重要と考えます。こういったことを十分考慮した上で、再生可能エネルギーを最大限導入するように、不断に制度の見直しを進めていただきたいと考えております。

それから原子力でございます。まずは再稼働でございますが、安全を確認いただきましたプラントは早期に再稼働しなければなりません。石村委員からお話を伺っていて、現場で頑張っている人たちの顔を思い出してしまいましたのですが、そういうセンチメンタルな話は別にしまして、これは私どもの基本的な責任として、現場の作業員からトップマネジメントまで、もちろんメーカーさん、それから協力会社さんと一体となって、安全を確認いただいたうえで何が何でも早期に再稼働するということで頑張っておりますが、やはり国からのご支援も必要でございます。ご記載のとおりぜひご支援をお願いしたいと思っております。また中長期にわたる原子力の事業環境の整備につきましても今後ともさらに進めていただきたいと考えております。これが2点目でございます。

いずれにいたしましても、今回のCOP21は大きな成果を挙げることができたと思います。全世界をあげて改めて温室効果ガスの削減に取り組むということになったわけでございます。私もぜひその一端を担いたいと考えておりますが、そのためにも今、申し上げました2点につきましては十分にご配慮いただき、その上でこの議論を進めていただきたいと考える次第でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

失礼しました。

それじゃ、村松委員、どうぞご発言ください。

○村松委員

ありがとうございます。もう大分議論がなされたポイントではあるんですけども、2つ申し上げたいことがございまして、今、話していた6ページの共同達成のところなんですけれども、私が事業者だったら、はて、共同達成どこまでやわらかく捉えていいんだろうかということが、非常にわかりにくいのかなというふうに思いました。

協議会に参加されて、数値的に協議会全社で達成しますということであれば、もちろんこの趣旨の中に入るんでしょうけれども、先ほどのお話にありましたように、グループ会社での再エネ電源開発であったり、そういったところも範疇として定性的に評価をしたいというようなお話もございましたが、じゃ、グループ会社ってどこまでいっていいんだろうとか、じゃ、CO₂排出削減に貢献できるんだったら、技術的なものまで範疇に含めて私はこういうことをやっていますということを申し上げれば、それも評価してもらえるんだろうかと、非常にまだまだやわらかい話だと思います。

こちら6ページにございますように、具体的な類型は余り出したいということではございますけれども、事業者それぞれがそれなりに考えてやっていることをできるだけ柔軟に捉えていただく方向であるということであれば、あらかじめ、やわらかくサウンディングしていただいたりとか、そういったこともプラスになるのではないかなと、取り組みを促すためにプラスになるのではないかなというふうに考えました。

それから、先ほど廣江オブザーバーからお話ありました、協議会のプレスリリースが昨日出たばかりで、私もちらっと拝見したんですけども、やはりこういった競争市場の中で自主的な取り組みというのは非常に評価されるべきだと思っていて、どんな業種であってもまずは自主的な取り組みをとということでやられるべきだと思います。

ただ、それが信頼を得るかというのは、結果が出るということがもちろん大事ですし、結果

を出すのは2030年度の達成ということですので、その途中の取り組みの中でどれだけ信頼が得られるかということは、透明性ですとか、開示ですとか、あと規律ですね、どうしても自主的な取り組みと言ってしまうと、内部的には、お互いに相身互いなので緩いことをしてしまうというふうに外から見られてしまうと思うんですが、今申し上げたような、ちゃんとこういう仕組みで、内部PDCA回していきますよということを今もおっしゃっていて、透明性、開示という観点で外に向けても発信していращやと思うんですね。

それとプラス、ペナルティー、規律の部分です。私ども公認会計士の業界も、もともと自主的な規律でやっていたけれども、事故が起きてしまったがためにどんどん規制が厳しくなったという実態がございます。自虐的なものを参考に出すのは大変失礼な話ではございますが、やはり規律正しくやっていますよということを外に訴えかけていかないと、なかなか信頼、数字面でも本当に達成できるのというふうに見られてしまいますので、ぜひその自主的な取り組みについての信頼を得ていただくような動きをしていただければなというふうに考えております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

四元委員どうぞ。

○四元委員

若干法的な観点から感想めいたことを申し上げたいと思います。私もこういう問題について、理想的な目標を掲げて、国を挙げて強力にプッシュするという、それ自体は大変結構だと思いますが、そういう国の政策目標を達成するためのツールとしての法律として、この高度化法というのは、正直言って法律を専門とする者としてはかなり限界的な、あり得べき法律としてはぎりぎりというか、ぎりぎりちょっと超えているんじゃないかと思わないではないんです。

そういう観点からすると、本当は運用をちゃんとすればいいですという話じゃないような気がするんですが、そういうことを言ってもせんなくて、この法律前提として、じゃ、運用をどうしていきましようと考えたときに、結論としては事業者の自主性を最大限尊重して、例えば共同達成もありと。基本的にはそういう運用をやっていくべきじゃないかと思います。

一方で、非常にこの数日のニュースを見ると、皆さん協調的なニュースで、事業者さんで協議会でしたっけ、自主規制組織をつくられるのも、それもそれで非常に結構なんですが、一方で、言うまでもなく皆さん十分ご認識だと思います。競争法の観点を出す必要もないと思いますが、事業者間の公正な競争というのは一番大事なことのひとつだと思いますので、それが必要と。

あとはちょっとつぶやきとして、こうやってみんな協調しているときはいいけど、協調しな

い事業者が出てきたらどうするんだろうというような、何となく思わないではないですけども、そこは日本はうまくやっていくのかしらと、ちょっとこもつぶやきとして思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

武田オブザーバーと大石委員ですが、ちょっと時間の関係で少し手短をお願いします。

○武田オブザーバー

2 ページに改正の全体像が示されています。前々回の小委員会で触れましたが、エネルギー供給構造高度化法の現行では、新電力は2020年に非化石電源率2%以上ということが定められているが、新電力は非化石の電源を調達する手段が限定的であります。その状況が今でも大きく変わったということではない中で、2030年に44%という目標ということで、新電力としては大変厳しい目標設定であると認識しています。そのような認識ではありますけれども、新電力としましても、今後とも非化石電源の利用拡大にはしっかり努めてまいりたいと思います。

3 ページの中に国が講ずべき施策がまとめられておりますけれども、このルールや環境整備の中で、新電力が非化石電源を調達する仕組み、ここに卸電力取引所の活性化などという具体的な文言も出ていますけれども、ぜひ新電力がきちんと非化石燃料を調達できるという環境整備の検討を配慮願いたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

じゃ、大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。この法律の意味ですが、温室効果ガスを減らし地球温暖化防止に貢献するために、電源割合として非化石エネルギーを44%にしましょうということであって、温室効果ガスの総量を減らすことができれば、この44%にこだわるものではないという上位の概念があつてよいのではないのでしょうか。そういう意味では、何がなんでも44%ということではなく、燃料以外のところでさらに温室効果ガスの総量を減らす活動をしている事業者さんには、それに応じた数字の猶予があつてもよいのではないかと、思ったのが1つ。

あとは消費者の側として気になる点について。事業者への制約なので消費者には一見関係ないように見えますが、多くの事業者が非化石エネルギーを選ばなければなくなると、結局そこに買い手が集まって値段が上がってくるということも考えられます。そうなってくると、やは

り消費者が電源の内訳やそこに使われている賦課金などの意味をきちんと理解していないと、消費者側としては、そんなことは受け入れかねる、などということになるかもしれない。ですので、先ほどの表示についての議論のときにも申しましたが、やはり消費者側への正しい情報提供といえますか、実情に対しての理解も求めることも必要だと思いました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます、
じゃ、大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

もう既にいろいろ論点が出たと思うんですけど、そもそも小売電気事業者には自由な参入とか退出が自由化の中で許されている中で、今回の温室効果ガス対策という中長期的な目標と、小売電気事業者の話を絡ませるというのは若干、間尺が合わない部分というのはあると思うんですよ。そこのあたりが、委員の中で違和感が若干あるとお感じになられているのかなと思います。まだ内容が詰められていないのでわからないですけど、どこまで記載の内容を担保できるのかなということに対する不安があるんじゃないかなというふうには個人的に思いました。

いずれにしても国を挙げてこうした温暖化対策を行うということで、その中に小売事業者も一緒になって考えてもらおうという趣旨自体というのは決して悪いものではないと思いますけれども、ただ、これきちきちやると、先ほどご発表あった160社強の事業者数、これは激変すると思います。だから運用の仕方というのは自由化の中では極めて重要だというふうに思います。

以上です。

○山内委員長

そのほかいかがですか。

ありがとうございました。この問題については、いろいろというか、数多くというか、たくさんのご意見をいただきました。ただ、基本的にこの方針について、絶対だめという方はいらっしゃらなかったというふうに私は理解しておりまして、その意味ではまたいろんなパブリックコメントにかけていろんなご意見を伺うような、そういうプロセスで進めさせていただければというふうに思っておりますので、よろしゅうございますでしょうかね。

ありがとうございます。

(4) 電力分野のサイバーセキュリティ対策について

○山内委員長

それでは議事を進めさせていただきます。最後の議題ですけれども、電力分野のサイバーセ

セキュリティ対策について。これ事務局からご説明をお願いいたします。

○小川電力市場整備室長

それではお手元の資料6をご覧ください。1ページおめくりいただきまして、まず背景です。

本日、これまでの3つの議題とは少し変わりました、サイバーの問題ではあるんですけども、これも自由化を目前にして、これまでとは電気事業を取り巻く状況が変わってきているということを前提といたしまして、今後、自由化の進展、さらに2020年の東京オリンピック・パラリンピックなども見据えて、日本の国内でもサイバーセキュリティ対策をしっかり検討していく必要があるというのが背景になります。

特に、このサイバーセキュリティをめぐることは、海外でいろいろな事例が発生しているということ。そうした中で、重要インフラと呼んでおりますけれども、その中でも特に電力については攻撃対象としても注目度が高まっているということで、本日このように取り上げた次第です。

以下、簡単に状況をご報告ということで、まず2ページですけれども、サイバー攻撃が増加しているということで、いろいろな事例が挙がっております。

2ページ目、3ページ目とありますけれども、本日、特にということでいいますと、電力に関して、いわゆるインターネットでの情報系のよくあるホームページ改ざんとか、そういった情報系のサイバー攻撃というよりは、電力の関係では、発電、送配電といったサービス提供にかかわるところへの攻撃というのがここでの議論の対象でして、3ページに挙がっている例では、発電所、それから同じような例としては製鉄所といったような例があります。

さらにということでいいますと、4ページを飛ばして5ページ、これは昨年暮れにウクライナで発生した大規模停電ですけれども、これはサイバー攻撃によって実際に停電が発生した事例、まだ詳しくは調査中ということではありますけれども、これまではあり得べき話として議論されてきた、まさにサイバー攻撃による停電ということが実際に起きたということであります。

6ページ以降、簡単な状況と課題の整理ということになりますけれども、情報系システムと制御系システム、下の模式図にありますとおり、日常見聞きするインターネット経由でのサイバー攻撃と、いわゆる制御系と呼ばれている右半分のシステム、これは分けて考える必要があるというふうに思っております。

ここにありますように、情報系と制御系、間に一定の防護措置があるので、すぐにこの制御装置、制御系システムに及ぶわけではないんですけれども、一定のコネクション、つながりはあるものですから、攻撃の脅威自体は高まってきているということが言えるかと思います。

7ページ目ですけれども、電力システムについては、いろいろな攻撃の脅威というのが言われておりまして、特に日本国内では、例えば今スマートメーターを全国に展開していることもあ

りまして、そのシステムを乗っ取れば大規模停電を発生させることができるといったようなことが言われることもあります。

ここに幾つか簡単に整理しましたのは、そういった巷で言われている中には、そのまま日本のシステムに当てはまることもありますけれども、逆になかなか現実のシステムのつくりとしてはそういうふうにはなっていない。多重な防護壁とか、先ほど言いました情報系と制御系でシステムが分かれているといった点、日本の状況に合った今後整理が必要というところです。

繰り返しであります、これでもって日本のシステムが十分だということではありませんで、むしろ8ページにありますような、自由化の進展の中で、一つは事業者の側でのコスト低減の取り組みによって、より標準的な技術、あるいは汎用製品が組み込まれるようになっているということ。システム改革自体によってプレーヤーも増加しているといったことで、これまでとは発電、送配電のシステムをめぐる状況も大きく変わってきているということを踏まえて、今後の対応を検討していく必要があるというふうに考えております。

そういった取り組みとして、10ページ目にありますけれども、まさに今、制御系システムのガイドラインというものを策定しているところでありまして、これで十分かどうかというのはあるんですけれども、こうしたガイドラインなどを軸にして、日本の発電、送配電システム全体のセキュリティレベルを上げていく必要があるというふうに考えております。

以上、簡単ですがご説明を終わります。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

最近、特に話題になっている問題でございまして、エネルギーについて、サイバーセキュリティ、これについてご質問、ご意見等ございましたら。

特によろしゅうございますか。こういった形で対策を進めているということでありまして、また何かありましたら、次回の小委員会でもいろいろご質問いただければというふうに思います。

ありがとうございました。

3. 閉会

○山内委員長

それでは、長時間にわたり活発にご議論いただきましてありがとうございました。本日の議事はこれにて終了とさせていただきます。

次回につきましては、先ほどいろいろご意見いただきましたので、本日ご指摘いただいた点を踏まえつつ、この小売全面自由化というのは目前でございますので、その事前準備の状況のほ

か、あるいは自由化後の市場環境整備、これをどういうふうにするか、あるいは電力分野の競争力強化に向けた政策課題等、これについてご議論いただくということになります。

それでは、最後に事務局から今後のスケジュールについてお願いをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○小川電力市場整備室長

今回は、年度末になりますけれども3月30日に開催します。詳細は追ってホームページ等でお知らせいたします。

○山内委員長

ありがとうございました。

それではこれをもちまして、第4回の電力基本政策小委員会を閉会とさせていただきます。

本日はご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

——了——